

学習者用端末等貸付要領

制定 令 4 . 3 . 29

(趣旨)

第 1 条 この要領は、学習者用端末等貸付要綱（令和 2 年 12 月 22 日制定。以下「要綱」という。）第 8 条第 3 項に規定する児童生徒等の故意又は重大な過失によって学習者用端末等を破損、紛失等した場合における当該児童生徒等の保護者への弁済基準及び弁済手続きについて必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 本要領に規定する「学習者用端末等」とは、要綱第 3 条に定める学習者用端末等貸付依頼書（第 1 号様式）に基づき保護者へ貸し付けた物品とする。

2 要綱第 8 条第 1 項及び第 3 項に規定する「破損、紛失等」とは、破損、分解、損壊、改造、改変、故障、毀損、紛失、盗難、滅失、譲渡、転貸、売却、その他学習者用端末等が正常に動作できない状態となった場合をいう。

(弁済基準)

第 3 条 要綱第 8 条第 3 項の別に定める基準は、次のとおりとする。

(1) 故意については、児童生徒又は保護者等が意図をもって、破損又は紛失等に及んだと認められる場合

例・学習者用端末等を投げる・踏みつける等の行為

・学習者用端末等の譲渡、売却 など

(2) 重大な過失については、児童生徒又は保護者等が通常払うべき注意を著しく欠いたことにより、破損又は紛失等に至ったと認められる場合

例・学校が認めた学習活動等以外の目的で使用したことに起因する場合

・紛失、盗難（警察に盗難届など被害届を提出し、受理された場合を除く）

・保護者等の判断による廃棄

・適切な管理を明らかに怠ったことによる破損、故障（雨天時に自ら屋外で利用し雨水により故障した。洗面所や風呂場など通常利用が想定されない場所での取扱いが原因で故障した） など

2 第 1 項に基づき当該児童生徒の保護者に弁済を求める場合、校長は当該児童生徒が自己責任を自覚し、社会規範意識を醸成できるよう、当該児童生徒の発達段階に応じた適切な指導を行うものとする。

(弁済方法)

第 4 条 弁済は実費弁済とする。ただし、機器本体価格（モバイルルータについては SIM カード初期手数料を含む）を超える場合、当該機器本体価格を上限とする。

- 2 保護者に弁済を求める場合、校長は、要綱第8条に定める学習者用端末等破損・紛失等届(第3号様式)に、弁済の状況を記載の上、事前に教育委員会に報告しなければならない。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。